特別支援保育事業審査基準(案)

審査項	頁目	審査基準	個別審査基準	審査	配点
	(1)	地域において特別保育の 需要が多く、対象児童数の 増加が見られること。 (特別支援保育利用定員充 足率)	① 地区における,利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が1.5%未満である。	A ①に該当する。	18点
			② 地区における,利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が1.5%以上2%未満である。	B ②に該当する。	15点
			③ 地区における,利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が2%以上2.5%未満である。	C ③に該当する。	12点
1			④ 地区における,利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が2.5%以上3%未満である。	D ④に該当する。	10点
			⑤ 地区における,利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が3%以上3.5%未満である。	E ⑤に該当する。	8点
			⑥ 地区における,利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が3.5%以上4%未満である。	F ⑥に該当する。	4点
			⑦ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が4%以上である。	G ⑦に該当する。	O点
1		地域において特別保育の 需要が多く、対象児童数の 増加が見られること。 (特別支援保育利用児童数 割合)	① 地区における. 特別支援保育定員に占める令和2年4月1日現在の特別支援保育利用児童数の割合が120%以上である。	A ①に該当する。	14点
ا لله			② 地区における. 特別支援保育定員に占める令和2年4月1日現在の特別支援保育利用児童数の割合が110%以上120%未満である。	B ②に該当する。	9点
域			③ 地区における. 特別支援保育定員に占める令和2年4月1日現在の特別支援保育利用児童数の割合が100%以上110%未満である。	C ③に該当する。	5点
性			④ 地区における、特別支援保育定員に占める令和2年4月1日現在の特別支援保育利用児童数の割合が100%未満である。	D ④に該当する。	<u>0点</u>
		地域において必要な需要 があるにもかかわらず、特別保育を実施している保育 所数が不足していること。 (特別支援保育施設充足 率)	① 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が30%未満である。	A ①に該当する。	18点
			② 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が30%以上40%未満である。	B ②に該当する。	<u>15点</u>
			③ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が40%以上50%未満である。	C ③に該当する。	12点
((3)		④ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が50%以上60%未満である。	D ④に該当する。	10点
			⑤ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が60%以上70%未満である。	E ⑤に該当する。	8点
			⑥ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が70%以上80%未満である。	F ⑥に該当する。	4点
			⑦ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が <u>80%以上</u> である。	G ⑦に該当する。	O点
		特別保育を実施するための施設整備がなされていること。	① 玄関(玄関前を含む)に段差がない又はスロープが設置されている。	A ①~④のすべてに該当する。	10点
			② 各室の出入口に段差がない。	B ①~④のうち3つに該当する。	8点
2	(1)		③ 多目的トイレが設けられている。	C ①~④のうち2つに該当する。	6点
施設			④ 特別支援保育児童の個別指導を目的とした部屋が設けられている。	D ①~④のうち1つに該当する。	4点
等				E ①~④のいずれにも該当しない。	O点
整備		特別保育を実施するに必要な研修など、人的保育体制の向上が図られていること。	① 特別支援保育に関する研修をすでに受講し、研修内容を保育に生かしている。	A ①に該当する。	10点
状況			② 特別支援保育に関する研修をすでに受講しているが、研修内容を保育に十分生かしていない。	B ②に該当する。	5点
<i>)</i> L	(2)		③ 特別支援保育に関する研修を受講していないが、事業開始までに受講する予定である。	C ③に該当する。	2点
			④ 特別支援保育に関する研修を受講していなく、受講する予定もない。	D ④に該当する。	O点
		特別保育事業を実施する に当たり、適切な保育内容 に配慮し、積極的な取組が なされていること。	① 適切な保育内容に配慮されており,積極的な取組がある。	A ①に該当する。	10点
3	3		② 適切な保育内容に配慮されている。	B ②に該当する。	5点
保育内容			③ 適切な保育内容に配慮されているが、やや積極性に欠ける。	C ③に該当する。	3点
			④ 児童, 保護者への対応に不適切な部分がある。	D ④に該当する。	O点
			⑤ 前年度施設型給付費等に係る療育支援加算が認定されている。	E (加点) ⑤に該当する。	+5点
			⑥ 園において巡回相談及び保育所等訪問支援を活用し、相談員の助言等を保育内容に反映している。	F (加点) ⑥に該当する。	<u> +5点</u>
4		過去3年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。	① 法人が運営する保育所及び認定こども園について、文書又は口頭による指摘事項がない。	A ①に該当する。	10点
法人評			② 法人が運営する保育所及び認定こども園について、口頭による指摘事項があるが、改善されている。	B ②に該当する。	5点
			③ 法人が運営する保育所及び認定こども園について、文書又は口頭による指摘事項はあるが、改善されている。	C ③に該当する。	3点
価			④ 法人が運営する保育所及び認定こども園に関する指摘事項について、改善の目途が立っていない。	D ④に該当する。	O点